令和 7 年度

事 業 概 要

（ 計画編 ）

長 崎 県 県 南 保 健 所

（長崎県島原振興局保健部）

１．地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項

１．１広報・啓発

【事業目的】

・地域保健情報を県民に発信し、県民主体の健康なまちづくりに向けた地域保健体制の構築を促進する。

【現状と課題】

・当保健所のホームページを活用し、保健・衛生・環境等に関する情報を県民にわかりやすく提供する。
・メディアを活用し、時機に応じて保健・衛生・環境等に関する情報を発信し、普及啓発等を行う。
・広報誌による反応が多い。

【計画】

・ホームページによる情報発信（随時）
・FMしまばら（コミュニティFM）による広報事業の実施（月１回程度）
・各市広報誌への掲載（随時）
・ケーブルテレビによる情報発信（随時）
・島原記者クラブへの情報提供（随時）
・関係機関へのチラシ配布（随時）
・のぼり旗の設置（各種週間期間）

１．２地域保健研修

1.2.1 管内地域保健関係職員等研修事業

【事業目的】

・地域の実情に即した幅広い分野の研修を実施することにより、市職員を中心とした地域保健関係職員、及び保健所職員の資質向上を図り、地域保健対策の円滑な推進を図る。

【現状と課題】

・地域保健活動をより効果的に実施していくためには、日頃の活動の成果を明確化し、科学的・研究的な視点での検証を実践していくことが重要である。

【計画】

・必要時、市職員等地域保健関係者研修を開催する。

1.2.2 学生等教育研修事業

【事業目的】

・地域の保健医療を担う人材の育成や公衆衛生に理解のある保健医療関係者の人材を確保するため、大学等の要請を踏まえて研修生や学生を受け入れ保健所事業や公衆衛生活動の実践的指導を行う。

【現状と課題】

・長崎県立大学大学院、活水女子大学から、実習生を受入れている。

【計画】

・各大学からの要請を受け、実習生を受入れ予定。

２．人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項

２．１統計調査

【事業目的】

・各種保健医療施策の立案・計画策定に関する基礎資料を得るため、各種衛生統計調査を実施する。

【現状と課題】

・世帯を対象としている調査等においては、回収率維持向上、精度の確保が求められているが、一方で、適正な調査員の確保が困難な場合がある。
また、個人情報への意識の高まりや、調査員及び、対象世帯の負担軽減や回収率向上も考え、インターネット利用による回答も可能となりつつある。

【計画】

・毎週
　感染症発生動向調査
・毎月
　人口動態調査
　医療施設調査(動態)
　病院報告
・毎年
　国民健康・栄養調査
　衛生行政報告例（年度報・隔年報により実施)
　地域保健・健康増進事業報告
・２年ごと
　医師・歯科医師・薬剤師調査
　業務従事者届出調査(保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士)
　調理師業務従事者届
・３年ごと
　医療施設調査(静態)
　受療行動調査
　患者調査
　国民生活基礎調査(世帯票等)
　＊大規模調査は３年毎。小規模調査は、大規模調査との中間年に実施。
・５年ごと
　社会保障・人口問題基本調査
　(出生動向基本調査、人口移動調査、社会保障生活調査、全国家庭動向調査、世帯動態調査)
　人口動態職業・産業調査（国勢調査年に実施)

３．栄養の改善及び食品衛生に関する事項

３．１栄養改善対策

【事業目的】

・栄養・食生活について専門職の養成並びに育成を図る。
・地域住民が食生活改善に取り組み健康的な生活習慣を定着させるため、関係機関と連携し支援体制をより充実させる。

【現状と課題】

・県内には管理栄養士養成施設が3大学あり、公衆栄養学実践活動の場として学生実習を受け入れている。
・管内の給食施設は225施設あり、個別巡回や集団指導を実施している。食事摂取基準に基づき適切な食事提供ができるよう、施設への指導支援が必要である。
・専門的栄養指導として、難病支援区分会議等を通じて、対象者の食生活支援を行っている。
・食品表示法や健康増進法に抵触する不適切表示、栄養成分表示の相談、指導を行っている。
・管内市には複数以上の管理栄養士･栄養士の配置されている。地域の栄養･食生活改善を効果的に進めるためには、管内で課題共有、業務検討を行うことが必要である。
・食生活改善推進員の県の総会及び研修会において県全体の活動方針を確認し、活動状況などの情報収集を行っている。また、市からの要請に応じて情報提供を行っている。

【計画】

・管理栄養士養成施設保健所実習の受入れ（１回）
・給食施設の個別巡回指導は指導が３年以上未実施の施設を重点的に実施。
・給食施設の研修会は児童福祉施設を対象に実施（１回）
・専門的栄養指導の実施(随時)
・栄養成分表示についての相談対応
・市栄養士等業務検討会の実施（1回）
・食生活改善推進員活動、組織育成への支援（随時）

３．２食品衛生対策

3.2.1 食品取扱施設の許可及び監視指導

【事業目的】

・食品を取り扱う営業のうち、人の健康に与える影響や公衆衛生に及ぼすリスクに応じて食品衛生法に基づく営業の許可事務・届出受理を行い、食品衛生上の危害の発生を防止する。
・食品等事業者の監視を実施し、助言・指導等を行うことにより食品の安全性確保を図る。

【現状と課題】

・消費者による食品の安全性に対する関心は年々高まっており、食品の安全性の

確保が強く求められている。
・多くの観光客や修学旅行生が訪れる温泉観光地(島原、雲仙、小浜)を有し、大型の宿泊施設が多く、食品による事故の防止対策が重要である。
・重要な県産品の一つである手延べそうめんの産地であり、また広域流通食品の製造業施設も多いため監視指導が必要である。

【計画】
・食品取扱施設の衛生確保「食品衛生法」に基づく許可または届出があった施設等に立入検査を行い、HACCPに沿った衛生管理や食品の適正表示の遵守状況の確認並びに必要に応じて収去検査等を実施し、営業者等に対する指導を行い、食品による健康被害の未然防止を図る。
・監視指導実施計画に基づく食品取扱施設の監視指導
・収去検査実施計画に基づく食品等の収去検査

3.2.2 食中毒防止対策事業

【事業目的】
・食品の安全性の確保、食品衛生思想の普及啓発を図り、食品による事故を未然に防止する。

【現状と課題】
・技術の進歩により、食品は広域に流通し、また、消費者のニーズに合わせ多様化が進み、県民の食品業界や行政に対する食品の安全・安心を求める意識も高まっている。
・管内には県内でも有数の観光地が集中しており多くの観光客や修学旅行生が宿泊施設や飲食店を利用するため、食品による事故を未然に防止することが強く求められている。

3.2.2.1 食中毒発生時対応

【計画】
・食中毒を疑う事案が発生した場合は、迅速な調査、検体収集、検査、分析等を実施し、原因を早期に究明し被害の拡大を防ぐ。

3.2.2.2 流通食品の安全性の確保

【計画】
・管内で製造又は販売される食品の検査を実施し、不良食品の排除に努める。
　食品添加物等の規格基準検査
　畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査
　残留農薬検査
　ナシフグ(むき身、精巣)
　麻痺性貝毒検査
　生食用カキの成分規格検査、採取海域の海水検査
　アレルギー物質検査等。

3.2.2.3 食品衛生知識の普及啓発

【計画】

・食品の適切な取扱い方法や食中毒の防止方法など、食品に関する安全性確保のための正しい知識の普及啓発を図るため、以下を実施する。

県南食品衛生協会と連携した啓発活動
食品衛生責任者講習会及び各種講習会への講師派遣
市広報紙等への記事の掲載依頼
食中毒予防啓発チラシの配布
食中毒注意報発令時における関係機関への伝達等

3.2.2.4 宿泊施設等における食中毒防止対策

【計画】

・衛生講習会の実施
・施設立入を行い、HACCP に沿った衛生管理を適切に運用しているか確認を行い、必要に応じて助言、指導を行う。

3.2.3 HACCP に沿った衛生管理

【事業目的】

・すべての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理を適切に運用していることを確認し、必要に応じて助言、指導を行う。

【現状と課題】

・令和３年６ 月からすべての食品等事業者に対し、HACCP に沿った衛生管理が義務付けられたが、運用について事業者からの問い合わせ等も多く今後も継続した助言、指導が必要である。

【計画】

・HACCPに沿った衛生管理が適切に運用されているか、施設立入や窓口対応の際に確認を行い、結果、不適切な点を認めた場合は、営業者に対し、衛生管理計画の見直し等の助言、指導を行う。

４．住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項

４．１生活衛生対策

4.1.1 営業施設の衛生確保事業

【事業目的】

・旅館、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所、興行場の衛生的環境を確保し、事故を未然に防止する。

【現状と課題】

・営業施設数は、旅館251、公衆浴場81、理容所167、美容所370、クリーニング所82、興行場４、特定建築物33
・島原半島は温泉観光地であるため、温泉旅館や公衆浴場が多い。
・令和6年度長崎県衛生優良店選定施設：
旅館業1施設、クリーニング所２施設、理容所9施設、美容所7施設
・毎年度数件程度、長崎県旅館業法施行条例等の規定に基づく浴槽水の水質検査においてレジオネラ属菌の基準を超過してしまう施設があり、旅館や公衆浴場の営業者の認識を高める必要がある。

【計画】

・入浴施設におけるレジオネラ症防止対策は、監視計画に基づく立入指導の際に普及啓発し、施設の衛生管理の徹底を図る。
・各営業施設における衛生管理の向上を図るため、監視指導を行う。
・理容所及び美容所の開設者等を対象に、組合と協力して、施設の衛生管理に関する講習会を開催する。
　目標開催回数：年２回

4.1.2 ビル管理法に基づく衛生確保事業

【事業目的】

・特定建築物の衛生的環境を確保し、事故を未然に防止する。

【現状と課題】

・特定建築物数：33施設
・ビル管理法に基づく許可（届出施設）の監視率は高くないため、可能な限り、他法令等で立入を行った際に併せて調査を行う。

【計画】

・特定建築物における衛生的環境の確保を図るため、監視計画に基づき監視指導を行う。

4.1.3 遊泳用プールの監視指導

【事業目的】

・プールの衛生的環境を確保し、事故を未然に防止する。

【現状と課題】

・遊泳用プール数：9施設

【計画】

・プールの安全及び衛生管理体制を維持させるため、監視指導を行う。

4.1.4 水道施設の衛生確保事業

【事業目的】

・上水道施設の衛生管理の確保及び向上を図るため、監視指導を行う。
・地下水の硝酸性窒素汚染に対し、「島原半島窒素負荷低減計画」に基づき水道水及び飲用井戸の安全を確保する。

【現状と課題】

・地下水が豊富であり、主たる水道水源として利用されているが、一部の地域では硝酸性窒素等による地下水汚染が進んでいる。
・上水道施設３施設

【計画】

・上水道、簡易水道の維持管理の徹底を図るため、監視指導を行う。
・島原半島窒素負荷低減対策の一環として、３市が実施する飲用井戸の硝酸性窒素等の水質検査に協力し、飲用井戸の安全性を確保する。
・また、飲用井戸衛生対策連絡会議(管内３市と県で構成)を開催し、対策の進行管理を行う。

4.1.5 温泉の保護と適正利用の推進

【事業目的】

・温泉を保護し、その利用の適正化を図る。

【現状と課題】

・島原半島は温泉を利用した温泉旅館や公衆浴場が多い。
温泉利用許可施設数：107施設
・このうち２施設は、平成20年度にセパレーター(ガス分離装置)を設置後、採取許可を得ている。残り１施設は、休止中。
・温泉法により義務付けられている10年以内に１回の温泉成分分析を行っていない施設がある。

【計画】

・温泉利用施設へ立入検査を行い、温泉利用基準(温泉成分等の掲示、温泉成分の定期的な分析等)の遵守について指導を行う。

４．２生活排水(浄化槽)対策

【事業目的】

・浄化槽の適正な維持管理を指導・啓発することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。
・浄化槽管理者への維持管理指導、保守点検の啓発などを行い、管理者による適切な維持管理を促す。
・浄化槽保守点検業者への指導及び登録事務などを行い、健全な業者を育成指導する。

【現状と課題】

・管内の法定検査結果（令和6年度）：適正72.9%、おおむね適正21.8%、不適正5.3%
・管内の法定検査受検拒否状況（令和7年3月末）： 455基
・管内の浄化槽保守点検業者数（令和7年3月末）： 41業者
・指定検査機関（(一財）長崎県浄化槽協会）による法定検査において、不適正と判定された浄化槽(みなし浄化槽を含む)や法定検査受検拒否者に対して、適切な維持管理を実施するよう指導する。
・法定検査における不適正の理由には、保守点検業者や清掃業者による管理や清掃が不十分なものが見受けられるため、事業者に対しても適宜指導を行う。
・浄化槽の保守点検業者及び清掃業者に対し、法令等の改正について情報提供を行うとともに、浄化槽の適正な維持管理を図るため業者との連携を強化する。

【計画】

・不適正浄化槽に対する指導率
　１００％
・法定検査受検拒否者に対する指導率
　１００％

４．３廃棄物対策

4.3.1 一般廃棄物対策推進事業

【事業目的】

・一般廃棄物（ごみ、し尿等）の適正処理、減量化・再資源化等について市町等に対し、指導、助言等を行う。

【現状と課題】

・可燃ゴミの処理
　①県央県南広域環境組合：島原市、雲仙市、南島原市(深江、布津地区のみ)
　　東部リレーセンター（島原市)、西部リレーセンター（雲仙市）を経由して搬入
　②南島原市南有馬クリーンセンター：南島原市
　（加津佐、口之津、南有馬、北有馬、西有家、有家）

・し尿及び浄化槽汚泥の処理
①前浜クリーン館：島原市全域
②小浜クリーンセンター：休止中
③雲仙市環境センター：雲仙市全域
④南島原市南有馬衛生センター：南島原市（全域）
・不燃ゴミの処理
①島原地域広域市町村圏組合：島原市、南島原市
②県央地域広域市町村圏組合：雲仙市
・一般廃棄物処理施設の設置状況
① 焼却施設１、最終処分場１、し尿処理施設４の合計６施設が設置されている。
・災害廃棄物の処理
①「市町災害廃棄物処理計画」：管内三市　策定済み

【計画】
・一般廃棄物の適正処理
一般廃棄物処理施設に対し立入検査を行う。
・４Ｒ・ごみゼロながさき推進事業の推進
生ごみ減量化地域リーダーや保健環境連合会等の民間団体及び管内三市と連携し、資源循環型社会づくりを推進する。
・災害廃棄物の処理
随時、災害廃棄物に関する情報提供を実施

4.3.2 産業廃棄物対策推進事業

【事業目的】
・産業廃棄物処理業者及び排出事業者に対し、不適正処理防止の啓発及び適正処理の指導を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

【現状と課題】
・産業廃棄物処理業者の状況
① 産業廃棄物処理業者数（令和６年度末）
収集運搬業 139（内積替保管施設有２５）
処分業 18（中間処理 18（最終処分１）を含む。）
・産業廃棄物処理業者に対し、「産業廃棄物処理業者に係る立入検査マニュアル」に基づいた計画的な立入検査を実施し、適正処理を指導する。
・産業廃棄物の不法投棄の未然防止、早期発見、早期撤去を図るため、産業廃棄物適正処理推進指導員によるパトロールを実施する。

【計画】
・産業廃棄物処理業者等の指導
①産業廃棄物処理業者及び排出事業者に対し立入検査を実施し適正処理の指導を行う。

監視指導目標数　５８０回

②産業廃棄物処理業者に対し廃棄物の適正処理を推進するための講習会を実施する。

講習会開催回数　１回

・不法投棄防止パトロールの実施

①廃棄物適正処理推進指導員によるパトロールを実施し、不法投棄の早期発見・早期撤去を指導する。

パトロール目標数　２０８回

・排出事業者に対する啓発活動

①排出事業者に対して産業廃棄物の適正処理に関する啓発活動を行う。

4.3.3 ＰＣＢ廃棄物対策事業

【事業目的】

・ポリ塩化ビフェニル廃棄物（ＰＣＢ廃棄物）の保管状況等届出書の提出指導をはじめ、適正な保管と早期処理に向けた指導を行う。

【現状と課題】

・ＰＣＢ廃棄物の保管（使用）事業所 17 事業所

・低濃度ＰＣＢ含有機器については、令和９年３月までに処分するよう期間延長されたが、保管の長期化による環境汚染の防止のため、延長期限にとらわれず早期の処理完了を目指す。

【計画】

・ＰＣＢ廃棄物の保管状況等届出書の提出指導

・ＰＣＢ保管（使用）全事業所に対する立入検査（１回／年）。

・ＰＣＢ廃棄物（使用）の早期処分完了の促進

4.3.4 リサイクルの推進事業

【事業目的】

・建設リサイクル法、自動車リサイクル法及びフロン排出抑制法に基づき再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正処理の指導を行い生活環境の保全及び経済の健全な発展に寄与する。

【現状と課題】

・建設リサイクル法関係

①再生砕石へのアスベスト混入防止、家屋を解体する際のフロン含有機器(冷凍機等)の取り扱いへの注意喚起の実施。

・自動車リサイクル法関係

① 自動車リサイクル業者数（令和７年３月末）

引取業８１、フロン回収業１８、解体業８の計１０７業者（延べ数）

② 自動車リサイクルシステムによる適切な処理の推進と立入指導

・フロン排出抑制法関係（令和７年３月末）

①業務用冷蔵庫等の第一種フロン類充填回収業者数　１８業者

【計画】

・建設リサイクル法関係

①建築部局と合同で解体現場等のパトロールを実施し、分別解体や廃棄物の適正処理の指導を行う。

合同パトロール回数　２回／年（６月及び１０月）

・自動車リサイクル法関係

①自動車リサイクル登録業者及び許可業者への立入検査を行い、適正処理について指導を行う。

監視指導目標数：８業者（解体業者）

・フロン排出抑制法関係

①第一種フロン類充填回収業者　監視指導目標数：６業者

②第一種特定製品の管理者に対し簡易点検･定期点検義務について周知･指導を行う。

4.3.5 不法投棄及び違法焼却対策

【事業目的】

・不法投棄や違法焼却の早期発見及び巡回パトロールによる未然防止を図る。

・不法投棄物の早期撤去に向けた改善指導及び違法焼却の再発防止の徹底。

【現状と課題】

・廃棄物適正処理推進指導員(警察ＯＢ)２名を含めて、産業廃棄物処理業者への立入検査及び管内パトロールを実施することにより廃棄物の不適正処理の未然防止に努めている。

・不法投棄や不適正処理の一層の改善に取り組むため、監視体制強化、困難事案の解決、不法投棄の未然防止措置、関係機関との連携強化が重要である。

【計画】

・環境月間（６月）に市及び警察と連携した不法投棄合同パトロールの実施

・産業廃棄物処理業者に対する定期的な立入検査の実施

・定期的不法投棄パトロールの実施

４．４環境保全対策

4.4.1 公共用水域及び地下水等の監視

【事業目的】

・有明海･橘湾の海域及び同海域に流入する河川、海水浴場などの公共用水域並びに地下水の水質汚濁状況を監視する。

【現状と課題】

・公共用水域(海域・河川)

① 海域（令和６年度調査結果）

・ＣＯＤ（化学的酸素要求量）については環境基準を達成していない地点があ

る。
・全窒素、全燐については環境基準を達成していない地点がある。
・カドミウム等の健康項目については全地点で環境基準を達成している。
② 河川（令和６年度調査結果）
・ＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）については環境基準を達成していない地点がある。
・大腸菌数については環境基準を達成していない地点がある。
・カドミウム等の健康項目については全地点で環境基準を達成している。
・地下水（令和６年度調査結果）
①定期モニタリングを実施している１７地点中、８地点において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過しており、県内の他地域に比べると高値。その他の項目は環境基準の超過なし。
・海水浴場（令和６年度（遊泳前）調査結果）
① 水質調査結果は、前浜海水浴場、白浜海水浴場ともAA判定でいずれも「適」である。
②白浜海水浴場は全国快水浴場百選（環境省）に選定されている。

【計画】
・公共用水域の水質調査：年６回（偶数月）
①海域(表層と２ｍ層)：有明海(多比良港、N-4(有明沖)、島原沖、N-10(布津沖)、須川港、口之津港、瀬詰崎沖)、橘湾(加津佐漁港、小浜港)の９地点
②河川：有明海流入河川(神代川、土黒川、有家川、有馬川)、橘湾流入河川(千々石川)の５河川
・地下水の水質調査：年１回（９月）
①地下水の水質を定期的に監視するため、水質測定計画に基づき１７地点の水質調査を行う。島原市(寺町(4)、津吹(1)、御手水(1)、稗田(1)、立野(1)、山之内上(3)、小原上(1))、雲仙市(平江(2)、轟木(1)、野平(1))、南島原市(蒲河浜(1)) の１１地区１７地点
・海水浴場の水質調査：年２回（遊泳前（４月末）と遊泳中（７月末））
①海水浴場の水質等判定基準の適合状況を把握するため、水質測定計画に基づき白浜、前浜の２海水浴場の水質調査を行う。

4.4.2 大気汚染防止法に基づく工場・事業場監視指導

【事業目的】
・大気汚染防止法に基づき、工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、健康を保護するとともに生活環境を保全する。

【現状と課題】（令和７年３月末現在）
・ばい煙発生施設１２７施設（電気事業法に基づく施設除く）、粉じん発生施設２５施設、水銀排出施設 ４施設　合計１５６施設

【計画】
・ばい煙発生施設等に対する計画的な立入検査の実施

4.4.3 水質汚濁防止法に基づく工場・事業場監視指導

【事業目的】
・水質汚濁防止法に基づき、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制することにより公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、健康を保護するとともに生活環境を保全する。

【現状と課題】（令和７年３月末現在）
・特定事業場９８１事業場が設置され、うち有害物質使用特定事業場が４事業場、排水基準適用事業場が６７事業場（休止等の事業場含む。）。
・排水基準適用事業場（６７事業場）については、排水測定（年１回以上の自主測定）の実施及び測定結果の記録の保存が必要。

【計画】
・特定事業場に対し立入検査を行い、排水基準が適用される事業場については適宜、排水検査を行う。
　　監視指導目標数(排水基準適用)：６７事業場（監視率：100%）
　　監視指導目標数(排水基準適用外) ：　１回／５年
・有害物質使用特定事業場について、立入時に施設の維持管理状況及び定期点検の実施状況を確認する。
　　監視指導目標数：４事業場（監視率：100%）

4.4.4 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく監視指導

【事業目的】
・ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類による環境汚染の防止やその除去等を図り、人の健康の保護を図る。

【現状と課題】（令和７年３月末現在）
・大気基準適用施設　６施設

【計画】
・特定施設に対する計画的な立入検査の実施
・自主測定結果の報告受理

4.4.5 環境教育関係業務

【事業目的】
・管内で行われる環境教育や環境保全活動を行っている団体や学校に対して環境アドバイザーを派遣し、活動の支援を行うことにより、環境保全意欲の増進や環境教育の推進を図る。

【現状と課題】
・環境アドバイザー制度
　　派遣申込は、市が窓口となり、県民生活環境課へ派遣依頼。
　　環境アドバイザー制度の利用回数：１１回（令和６年度）

【計画】
・環境教育活動への参加・支援

4.4.6 公害苦情対応

【事業目的】
・典型７公害(環境基本法に定める「大気汚染」、「水質汚濁」、「土壌汚染」、「騒音」、「振動」、「地盤沈下」及び「悪臭」をいう)の苦情のほか、生活環境に関する「感覚的・心理的」な苦情まで幅広く捕らえ、苦情の発生原因を究明・排除し、地域の生活環境の保全を図る。

【現状と課題】
・島原半島は畜産農家が多く、家畜ふん尿の不適正処理に伴う苦情については、農林部局との連携が不可欠である。
・「騒音」、「振動」、「悪臭」、「廃棄物(一般廃棄物)」に関する市町村との連携

【計画】
・公害苦情の受理及び迅速な苦情解決
・公害苦情の整理･報告

4.4.7 地球温暖化防止対策

【事業目的】
・地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員が実施する各種取組に対する活動支援。

【現状と課題】
・管内３市の地球温暖化防止対策協議会と連携した取組
・地球温暖化防止活動推進員の確保

【計画】
・市地球温暖化防止対策協議会への参加及び活動支援
・地球温暖化防止活動推進員の活動支援と人材確保

4.4.8 大気汚染情報(注意報等)の発信

【事業目的】
・大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある事態が発生したとき、その情報を速やかに周知することにより、健康被害の発生を未然に防止する。

【現状と課題】
・光化学オキシダント対策
①注意報発令準備（１時間値が０.１ppm以上）
②注意報発令　　（１時間値が０.１２ppm以上）
③住民からの被害報告があった場合、保健所で報告受理。

④注意報発令地域及び測定局
島原市（島原測定局）、雲仙市（小浜測定局）、南島原市(島原･小浜測定）
・PM2.5（微小粒子状物質）対策
・注意喚起を行う判断基準（日平均値が７０μg/m^{3}を超過する可能性がある）
①早朝（午前５～７時）３時間の平均値が８５μg/m^{3}を超過
②午前５時から１２時までの８時間の平均値が８０μg/m^{3}を超過
①②に該当しない場合であっても、日中の濃度上昇により PM2.5 濃度の日平均値が７０μg/m^{3}を明らかに超えると予想される場合には、関係市町と協議のうえ、注意喚起を行う。（午後２時から午後６時の各時間帯で判断）
・注意喚起対象地域及び測定局
島原市、雲仙市、南島原市（島原・小浜測定局）

【計画】
・注意報発令等に関する情報の速やかな周知

4.4.9 未来環境条例指定地区巡回指導

【事業目的】
・平成２０年４月に施行した「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」に基づき、世界遺産の候補となっている地区や代表的な文化、自然遺産がある地区でのごみの投げ捨てや屋外での喫煙を禁止し、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりを推進する。

【現状と課題】
・ごみの投げ捨て及び路上喫煙等禁止地区（管内７地区）
①原城跡文化遺産地区
②吉利支丹墓碑文化遺産地区
③日野江城跡文化遺産地区
④神代小路文化遺産地区
⑤雲仙地獄自然公園地区
⑥仁田峠・池ノ原自然公園地区
⑦島原城跡文化遺産地区
・廃棄物適正処理推進指導員による指定地区の巡回監視を定期的に実施

【計画】
・廃棄物適正処理推進指導員による巡回指導
巡回指導回数：２回／月
・定点観測３地区(原城跡文化遺産地区、神代小路文化遺産地区、仁田峠・池ノ原自然公園地区)における廃棄物の重量確認
計量実施回数：１回／年

4.4.10 環境放射線監視

該当なし

4.4.11 島原半島地域地下水汚染対策事業

【事業目的】
・第２期島原半島窒素負荷低減計画（令和２年度改訂版）(令和３年度から令

和７年度)に基づき、各種窒素負荷低減対策を実施することにより、島原半島における地下水の硝酸性窒素等の濃度の環境基準超過地点数を減少させ、最終的には全地点において硝酸性窒素等の濃度が環境基準以下になることを目標とする。

【現状と課題】
・令和６年度定期モニタリング調査 17 地点中、８地点において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素濃度が環境基準を超過している。
・健康影響を防止するための飲用水の安全対策及び良質な地下水の保全のための窒素負荷低減対策を実施する必要がある。

【計画】
・飲用井戸衛生対策連絡協議会の開催(事業計画の協議と進行管理)
　　開催回数：１回／年
・飲用井戸の簡易水質検査
　管内３市が経過観察を必要とする飲用井戸について簡易水質検査を実施する。
　簡易検査件数　おおよそ６０地点／２～３年・１回（３市と共同で実施予定）

４．５動物愛護対策

【事業目的】
・「人と動物が共生できる地域社会」の実現に向けて、長崎県民一人ひとりの中に動物を愛護する心を育み、動物に関する正しい知識や習性を理解した適正な飼育方法、ひいては動物福祉を含めた動物愛護管理等を普及する。

【現状と課題】
・やむを得ず飼えなくなった所有者からの犬猫の引取頭数は、引取時の指導強化により減少傾向にある一方、社会福祉的支援が必要な飼養者による多頭飼育事例の相談が増えてきており、福祉部局との連携が必要である。
・管内では野犬に由来すると思われる所有者不明の子犬の引取頭数が依然として多く、対策が必要である。
・所有者不明の猫の引取り頭数は大幅に減少しているが、野良猫に関する相談は依然として多いことから、県条例に基づく、飼い主がいない猫への餌やりのルールについて啓発していく必要がある。
・管内は大規模な子犬の繁殖販売業者(ブリーダー)が多いことから、第一種動物取扱業者に対して環境省令で定める基準に基づいた飼養管理を徹底するよう継続して指導する。

【計画】
・引取り相談時に終生飼養及び繁殖制限措置についての指導助言を実施、犬猫の引取頭数の抑制を図る。
・社会福祉的支援が必要な事例においては、関係部局との情報共有に努めると

ともに、多頭飼育崩壊を未然に防げるよう助言する。
・動物の生涯飼育及び適正飼育等飼い主の責任と理解を深めるため、関係各市及び県獣医師会島原支部と協力して啓発及び指導を行う。
・飼い主不明の犬・猫の保護を実施した際は、できる限り生存の機会を与えるため、（有）長崎県畜犬愛護指導協力会やボランティアと協力して、譲渡を推進する。
・長崎県動物愛護推進協議会県南支部事務局として、動物愛護事業、適正飼養推進活動等の動物愛護活動、および地域猫事業を推進する。
・動物愛護管理に係る苦情相談対応及び飼い主等への指導を行う。
・動物取扱業者に対して監視指導を実施し、動物取扱責任者の講習会を開催する。

４．６狂犬病予防対策

【事業目的】
・狂犬病予防法に基づく犬の登録と狂犬病予防注射接種率の向上、野犬・違反犬の捕獲抑留等を実施し、狂犬病の発生及びまん延を予防する。

【現状と課題】
・狂犬病の発生を予防するには、注射率 70％以上を確保する必要があるが、管内注射率がこれに達しておらず、多くの無登録犬、予防注射無接種犬の存在が推測される。
・法違反犬の捕獲頭数、咬傷事故数共に減少傾向であるが、依然として多数の捕獲実績がある。

【計画】
・違反犬増加による事故発生を防ぐため、各市と連携し違反犬捕獲を実施する。
・登録・注射及び適正飼養について、住民の意識向上を図る。
・狂犬病発生・まん延を防ぐため、市に対し飼い犬登録と予防注射実施率の向上の取り組み強化について指導助言を行う。
・犬による咬傷事故が発生した場合、すみやかに検診を実施、再発を防止するための飼い主等への指導を行う。

５．医事及び薬事に関する事項

５．１適正医療確保

5.1.1 医療機関立ち入り検査

【事業目的】

・医療法第２５条第１項の規定に基づき、病院に対しては国の立入検査要綱及び長崎県病院立入検査実施要領により立入検査を毎年１回、診療所(歯科を含む)に対しては県実施要領により医療調査を３年～５年に１回実施し、適正な医療を行う場にふさわしいものとすることを目的とする。

【現状と課題】

・平成26年度より病院及び有床診療所に対しては、医療政策課と合同で立入検査を行っている。
・各病院で医療安全の取組が進められている。インシデント・ヒヤリハット報告の積極的な活用を促し、さらなる医療安全の向上を図る必要がある。
・診療放射線の安全管理、医師の時間外勤務管理に関すること等、新たな制度の定着を図っていく必要がある。
・病院16施設　医科診療所104施設　歯科診療所67施設（令和７.3.31現在）。

【計画】

・病院に対して、年１回の病院立入検査を実施する。
・有床診療所は3年に1回、無床診療所は３～５年に１回の医療調査を実施する。

5.1.2 医療施設・施術所・衛生検査所・歯科技工所の開設届、変更届等の申請事務

【事業目的】

・医療法、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律、柔道整復師法、臨床検査技師等に関する法律、歯科技工士法に基づく手続きの遵守。

【現状と課題】

・手続き忘れがあるため、制度の周知は引き続き必要。

【計画】

・申請事務をとおして、医療施設・施術所・衛生検査所・歯科技工所の適切な運営を指導する。

5.1.3 指定医療機関指定申請事務

【事業目的】

・結核指定医療機関及び被爆者一般疾病医療機関に関する手続きの遵守。

【現状と課題】

・適切な手続きに努めている。

【計画】

・引き続き、適正な手続きに努める。

5.1.4 免許申請事務（医療従事者・栄養士・調理師）

【事業目的】

・医師法、歯科医師法、薬剤師法、診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、理学療法士及び作業療法士法、視能訓練士法、保健師助産師看護師法、栄養士法、調理師法等に基づいた手続きの遵守

【現状と課題】

・ホームページに保健所での受付を行っている免許の種類等を掲載し申請に必要な情報が得られるようにしている。

【計画】

・迅速かつ正確に申請書の受理、進達、交付を行う。

5.1.5 医療安全相談センター

【事業目的】

・地域医療安全相談センターを保健所内に設置し、相談員が患者・家族からの医療に関する苦情や相談を受け、助言や必要に応じた医療機関への情報提供を行うことで、医療の安全と信頼を高める。

【現状と課題】

・多種多様な相談に適切に対応するため、医療等関係機関代表者による地域医療安全相談センター連絡調整会議を保健所に設置し、ケース検討や相談傾向の分析・相談員の対応について、協議・検討を行っている。
・医療機関における医療安全への取り組みは、医療の進歩と共に、日々変化しているため、情報提供等が必要である。

【計画】

・地域医療安全相談センター連絡調整会議を開催する。（年1回）
・医療安全に関する研修会を開催する。（年1回）

5．２医薬品等安全対策

5.2.1 薬機法に基づく監視指導

【事業目的】

・医薬品、医薬部外品、医療機器、化粧品の有効性、安全性の確保を図るため、製造業者、医薬品販売業者等に対し、施設の構造設備、管理状況等について監視指導を行うとともに、医薬品の使用適正化を図る。

【現状と課題】

・薬事関係施設： 508施設
・医薬品等の販売、管理、取扱等について、効果のある監視指導に努めるとともに、薬機法等関係法規の周知徹底を図る必要がある。

【計画】
・「医薬品等一斉監視指導」期間、「医療機器一斉監視指導」期間、許可更新時を中心として、監視指導を行う。目標監視指導数： 254 施設(監視率：50%)
・薬局の業務内容の変化に伴い、調剤薬局の業務内容や薬剤師の勤務状況等について把握、指導を行う。
・一般用医薬品販売時におけるリスクの程度に応じた専門家の常時配置、情報提供及び相談対応の環境整備状況について薬局、店舗の立入指導を行う。
・「薬と健康の週間」、「健康・福祉まつり」等の行事を通して、医薬品の適正使用、医薬分業について啓発を行う。

5.2.2 毒物及び劇物取締法に基づく監視指導

【事業目的】
・毒物劇物による事故を防止するため、取扱施設の構造設備、毒物劇物の管理、取扱い状況等について監視指導を行う。

【現状と課題】
・毒物劇物関係施設：86施設
・毒劇物関係施設における責任者の不在事例や譲渡譲受書の記載漏れ事例等が散見され指導の徹底が必要である。

【計画】
・「農薬危害防止運動」期間、「医薬品等一斉監視指導」期間を中心に、毒物劇物の管理状況や譲渡手続き等について、販売業者に対する監視指導を行う。
　目標監視指導数：43 施設(監視率：50%)
・「農薬危害防止運動」期間を中心に、講習会等を通して農業用品目の適切な取扱いや販売について指導を行う。
　目標開催回数：年 1 回 (農林部主催で実施)

5.2.3 麻薬及び向精神薬取締法に基づく監視指導（不正けし及び大麻を含む）

【事業目的】
・麻薬等に起因する事故を防止するため、麻薬、向精神薬及び覚醒剤原料等の取扱施設に対し、取扱い、保管管理状況等について監視指導を行う。

【現状と課題】
・麻薬関係施設(117)
　内訳　卸売業者3　小売業者52　病院16　診療所42　歯科診療所1　動物診療施設3
・法令等の認識不足等により、大きな違反（事件捜査等)に繋がる恐れがあることから、麻薬小売業者に対して、講習会を実施する。
・不正けしの撲滅に向けて、過去に発見された地点を中心に不正けしの早期の発見・抜去に努める。

【計画】
・「医薬品等一斉監視指導」期間、医療機関の立入検査時等を中心として、麻薬・向精神薬、覚醒剤原料等の適正使用及び保管管理について取扱施設の監視指導を行う。
目標監視指導数：86 施設(監視率：麻薬卸業者等 100%、麻薬診療所等（在庫有り）50%)
・麻薬小売業者に対する講習会を実施する。
目標開催回数：年１回
・「不正大麻・けし撲滅運動」月間を中心に不正栽培及び自生大麻・けしの発見、抜去に努める。

5.2.4 薬物乱用を根絶する地域社会づくり

【事業目的】
・覚醒剤等による薬物乱用を防止するための社会環境づくりを推進する。

【現状と課題】
・県南保健所地区薬物乱用防止指導員協議会の設置：指導員数44名。
・令和元～令和3年及び令和７年に、県内の高校生や大学生が大麻取締法違反容疑で検挙される事件が発生しており、若年層への大麻を中心とした薬物汚染の広がりが危惧されている。薬物乱用防止について教育機関と連携し若年層へ普及啓発を図る必要がある。

【計画】
・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」期間を中心として、薬物乱用防止の啓発活動を行う。
・薬物乱用防止指導員地区協議会を通じて、指導員による薬物乱用防止の組織的な啓発活動を展開する。
・若年層に対する薬物乱用防止に関する適正な知識を普及するために、学校等における講習会の実施を働きかける。
・薬物相談窓口において相談を受け付けるとともに、正しい知識の普及を図る。

5.2.5 献血推進

【事業目的】
・国内で使用される血液製剤を献血により確保するため、献血の推進を図る。

【現状と課題】
・管内の献血目標達成率は、県内の同達成率を上回っている。
・若年層(16歳から19歳)の人口に占める献血者数の割合は低下しており、将来の安定した血液確保を図るため、若年層の献血協力を求める必要がある。

【計画】
・「愛の血液助け合い運動」、「はたちの献血キャンペーン」の期間を中心として、特に若年層の献血協力を得るために、献血思想の普及啓発を行う。

・各市等関係機関と連携協力し、400mL 献血の推進、献血協力組織の育成、計画的な献血推進を図る。
・各市と長崎県赤十字血液センターとの連携や意見交換を図るため、保健所地区献血担当者会議を開催する。
・各市が開催する献血推進事業や献血協力会等の支援を行う。

６．保健師に関する事項

6.1 保健師に関すること

【事業目的】

・管内の保健師に対して、資質向上のための保健師業務に関係する研修案内や情報提供を行う。

【現状と課題】

・平成 28 年 3 月「長崎県保健師人材育成ガイドライン」が策定された。
・平成 30 年 3 月「家庭訪問における地域保健活動技術マニュアル」が策定された。
・平成 30 年 2 月、長崎県組織規則により、福祉保健課の事務分掌に保健師の統括に関することが明記された。また、平成 30 年 6 月、福祉保健課長通知により、長崎県圏域統括保健師配置要領が発出された。

【計画】

・保健師関係の各種調査や照会への回答
・管内各市への情報提供
・保健師人材育成ガイドラインに基づく人材育成の実践（ＯＪＴ）と家庭訪問マニュアルの活用

７．公共医療事業の向上及び増進に関する事項

７．１地域（保健）医療関係

【事業目的】

・医療計画に基づき、県南地域の良質かつ適切な医療の効率的な提供体制の確保を図る。

【現状と課題】

・救急医療体制は、２医師会による在宅当番医制および救急告示病院５病院に輪番参加１病院を加えた６病院が、半島東側と西側の２地域に分かれて３病院ごとの輪番制で対応している。

・３市の公共施設におけるＡＥＤ設置場所情報等を県南保健所のホームページへ掲載すると供に、コミュニティＦＭに電話出演しAEDについて住民への周知を行っている。

・小児医療については、医療機関の減少や専門医の高齢化が進んでおり、安定的な医療システムを構築する必要があるが、現在小児の休日診療事業や島原地域小児医療学講座の実施により専門医不足に対応している。将来的には、休日だけでなく平日の時間外診療について、医師会等各関係機関と協議を進めていく必要がある。

【計画】

・第８次医療計画推進を図るため、圏域内の課題等について県南区域地域医療構想調整会議にて協議する。

・県南区域地域医療構想調整会議及び県南地域保健医療対策協議会等を活用し、地域の医療課題等に関する関係機関との協議および情報共有を行うことにより、在宅医療を含めた地域の医療提供体制の構築・連携強化を図る。

・ホームページやコミュニティFMを活用し、ＡＥＤの管内設置場所や小児救急のこども医療電話相談(＃８０００)の活用などを住民に広く啓発する。

８．母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項

８．１母子保健福祉対策

8.1.1 健やか親子２１推進事業

8.1.1.1 母子保健医療推進事業

【事業目的】

・管内における母子保健に関する情報を収集、分析、還元することにより、有効かつ的確な地域保健医療対策の確立及び推進を図る。

【現状と課題】

・母子保健推進協議会において、管内における母子保健の現状と課題（児童虐待予防や思春期対策、発達障害児の早期発見支援体制、障害児の療育体制等）について関係機関と検討してきたが、母子保健事業の市へ権限委譲等により、協議の場となりにくくなっていたため平成 26 年度から休会とし、必要時再開することとした。平成 27 年度からは、母子保健担当者会議及び研修会を実施し、管内各市の母子保健担当者等と地域の現状や課題を共有している。

・管内では出産施設が閉院となるなど、母子保健を取り巻く社会資源の変化により、管内の妊産婦等が安心して生活できるための体制づくりに向けて現状・課題を共有する必要がある。

【計画】

・管内状況の把握・整理

・母子保健関係者会議及び研修会の開催（２回）

・母子保健関係会議（各市要対協等）への参画と情報提供等

8.1.1.2 発達障害児支援体制整備事業

【事業目的】

・発達障害児やグレーゾーン児の早期支援に関わる人材の育成を支援する。

【現状と課題】

・発達障害児支援に関わる支援者の資質向上を目的に、平成 30 年度以降は児童発達支援センター職員の指導者が主体となり、発達障害児支援に有効なティーチャー・トレーニングを地域で実施してきたが、令和元年度末に児童発達支援センターが休止となり、インストラクターとして保育士・幼稚園教諭への波及は難しい状況となった。そこで、南島原市保育会並びに雲仙市保育会でのインストラクターの養成を行い、南島原市保育会において５名、雲仙市保育会で３名養成した（令和３年度）。令和６年度は南島原市保育会主催でティーチャー・トレーニング実践講座及びインストラクター養成講座を開講し、２名のインストラクターを育成した。地域で波及できる体制の構築、指導者のフォローアップについては今後も課題である。

・サポートが必要な児に対し、関係機関が情報共有し連携するためのツールとして「すまいるサポートブック」を作成している。

【計画】

・各市の健診や発達支援事業等の取組状況の把握

・県こども医療福祉センターと連携し、管内の支援体制整備の検討
・保育会と連携し、ティーチャー・トレーニング実践講座及びインストラクター養成講座の実施
・現状に則した内容への「すまいるサポートブック」の改訂

8.1.1.3 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

【事業目的】
・心身に障害がある児童や慢性疾患等がある児童の長期療養に必要な保健、医療、福祉のコーディネートと日常生活に関する相談指導を行うことにより、地域における療育相談体制の確立を図り、児童の健全な育成を図る。
・慢性疾患をもつ在宅長期療養児及び保護者に対して必要な情報提供・支援や在宅療養のサポートを行い、支援体制の整備を図る。

【現状と課題】
・小児慢性特定疾病に罹患する児の多くが長期療養を必要とするため、療養生活を支える家族の心身の負担軽減、児童の自立や成長支援について、地域の社会資源を活用していく必要がある。
・小児慢性特定疾病受給者への面接相談、訪問支援、個別支援会議等を通じて個別支援を行っており、R5 年 11 月に県医療的ケア児支援センターに配置された、小児慢性特定疾病児童等自立支援員と連携した支援を行う必要がある。

【計画】
・小児慢性特定疾病申請時の面接
・所内支援区分会議にて支援方針検討及び家庭訪問等支援の実施
・県南地域難病対策地域協議会への参画
・小児慢性特定疾病児の災害対策として、災害時要支援者名簿の更新
・親の会等自主組織の支援

8.1.2 健やか親子サポート事業

8.1.2.1 思春期保健対策事業

【事業目的】
・思春期の健全な母性父性の育成やライフステージに応じた適切な自己管理ができるよう、相談体制を確立するとともに必要な情報の提供を行い、健やか親子 21 の推進を図る。

【現状と課題】
・令和４年度から小児科医による思春期専門相談を実施している。
・地域の社会資源を把握し、関係機関（福祉・教育・民間など）と連携し対応していく必要がある。

【計画】
・小児科・精神科嘱託医師による相談の活用
・保健所職員による思春期相談（随時）

・思春期に関する媒体の貸し出し

8.1.2.2性と健康の相談センター事業

【事業目的】

・プレコンセプションケアを含め男女問わず性や生殖に関する健康支援を総合的に推進し、ライフステージに応じた切れ目のない健康支援を実施する。

【現状と課題】

・子どもの健康に関するや不妊や中絶に関する相談、精神的に不安定な産婦の相談等様々な内容の相談があった。
引き続き相談窓口の周知を行っていく必要がある。

【計画】

・相談・情報提供の実施(随時)
・周知(市報、ホームページ掲載など)

8.1.3 小児慢性特定疾病医療費助成制度

【事業目的】

・小児慢性特定疾病の対象児の適正な医療費の助成を行うことで、安心して療養できるよう支援する。

【現状と課題】

・平成27年1月1日より児童福祉法の一部を改正する法律が施行され、事業名称が「小児慢性特定疾患治療研究事業」から「小児慢性特定疾病医療費助成制度」へ変更となった。令和7年4月1日から対象疾病が追加され、16疾患群801疾病が医療費助成の対象となった。

【計画】

・スムーズな申請事務対応
・新規申請者の面接相談

8．２医療的ケア児支援

【事業目的】

・人工呼吸器等を装着している障害児やその他の日常生活を営むため医療的ケアを必要とする児（以下「医療的ケア児」）が、地域で適切な支援を受け安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉・教育の連携促進を図り、地域の支援体制を整備する。

【現状と課題】

・医療技術の進歩等を背景に、医療的ケア児は増加傾向にあり、管内各市の自立支援協議会（こども部会）等で「医療的ケア児」に関する協議が行われているが、地域において医療的ケア児を受け入れる保健・医療・福祉・教育その他関連分野の体制整備は、十分でない。

・災害時対策として、医療的ケア児の災害時個別避難計画を関係者と策定している。計画策定の進捗状況は、管内各市で差がある状況であるが、人工呼吸器使用患者や電源確保の必要な患者の計画策定を早期に出来るように支援していく必要がある。また、医療的ケア児やその家族が日頃から災害時に備え、自主防災意識の向上を図ることができるように働きかけていく必要がある。

【計画】
・小児慢性特定疾病受給者への面接相談・訪問支援の実施、個別支援会議への参画
・各市自立支援協議会（こども部会)、医療的ケア児に関する会議等への参画
・県南地域難病対策地域協議会への参画（１回）
・災害時個別避難計画の策定に対する支援
・自主防災意識の啓発を目的に災害対策リーフレットの配付

８．３介護予防対策

【事業目的】
・各市における介護予防の推進・充実のためには、総合事業の充実や他の地域支援事業と連動した取り組みが重要であり、リハビリテーション専門職等と継続して連動できる体制構築が必要であることから、効果的な連携体制構築に向けた取り組みを推進し介護予防の充実に繋げる。

【現状と課題】
・「通いの場」は一定数各市に設置されているが、介護予防ボランティア養成事業や高齢者社会参加支援事業のさらなる推進を図るなど、「通いの場」の継続した実施や新たな「通いの場」の設置推進等が課題である。
・介護予防事業へのリハビリ専門職等の活用は重要であり、地域リハビリテーション活動支援事業を令和６年度より拡充した事から、さらに活用を推進する必要がある。
・リハビリ専門職を活用した介護予防等の事業が効率的に実施できるように県南地域リハビリテーション体制（地域密着型）を構築したが、新たな体制の推進及び強化は課題である。

【計画】
・県南地域リハビリテーション広域支援センター及び協力機関が行う活動への支援

９．歯科保健に関する事項

９．１歯科保健対策

9.1.1 長崎県歯・口腔の健康づくり推進事業

【事業目的】

・長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例に基づいた「歯なまるスマイルプランⅢ」推進実現のため、歯科保健対策の推進を図る。

【現状と課題】

・3歳児、12歳児のむし歯については、県内でも高い状況が続いているが、減少傾向であり、フッ化物洗口の効果が表れている。
・成人期では、歯周病予防健診の受診率や歯周病への関心の低さが課題。
・高齢期ではオーラルフレイルの認知度向上が課題となっている。

【計画】

・県南地域歯科保健推進協議会の開催（１回）
・各市及び島原南高歯科保健推進協議会への参画
・関係団体と連携した普及啓発等事業支援及び歯と口の衛生週間を活用した普及啓発

9.1.2 障害者巡回歯科診療事業

【事業目的】

・障害児(者)の歯科医療体制の確保及び地域歯科医療での高次機能の補完

【現状と課題】

・令和６年度は雲仙市内の施設、県南保健所の２拠点で実施。
・障害者施設から巡回診療を利用希望する方がほとんどであるため、在宅の障害者に対する巡回診療の周知やニーズ把握を図るとともに、障害者歯科協力医制度の活用について、併せて周知を図る必要がある。

【計画】

・管内１市（施設）を拠点として実施
・関係会議やホームページを活用しての事業周知

9.1.3 フッ化物洗口推進事業

【事業目的】

・子どものう蝕を低減するため、保育所・幼稚園・小学校・中学校において、集団によるフッ化物洗口の定着を図る。

【現状と課題】

・令和６年度の管内フッ化物洗口実施施設の割合は、保育所８２％、認定こども園９２％、小学校１００％、中学校１００％である。幼保施設では１００％実施となるよう市、関係者への働きかけが必要である。

【計画】

・県南地域歯科保健推進協議会、各市の歯科保健推進協議会、島原南高歯科保健推進協議会等での協議、情報提供

１０．精神保健に関する事項

１０．１精神保健福祉対策

10.1.1 適正な精神医療の確保

【事業目的】

・精神障害者の人権に配慮した適正な医療の確保を図り、療養環境の向上を促進する。

・関係機関との連携により、治療中断・未治療者等に対する危機介入や支援を行う。

【現状と課題】

・管内精神科医療機関は４病院と２診療所であり、精神科病院に対しては、年１回の実地指導にて、適正な医療の確保に向けた指導等を行っている。令和６年度の指摘事項はなかった。なお、事故報告は１件であった。

・精神保健福祉法に基づく通報等について、令和６年度は以下のとおり対応。
　23 条通報：１件（診察不要：１件）
通報時以外にも、速やかな精神科の受療を要する住民等に対し、警察等関係機関と連携して対応している。

・措置入院者の退院後支援について、障害福祉課が作成した「長崎県措置入院者退院後支援の手引き」に基づき、令和２年度以降の措置入院者を対象に「退院後支援計画書」を作成して支援を実施。対象者の選定を行い、支援同意を得られた者に対して実施しており、不同意者に対しても訪問支援等により、病状悪化の早期発見及び再発予防、円滑な社会復帰等に向けた支援を行っている。

・平成30年度に県南保健所地域精神保健医療福祉協議会を設置。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた検討も併せて行っている。なお、各市の協議の場については、南島原市が自立支援協議会地域移行地域定着支援部会、雲仙市は自立支援協議会相談支援部会を位置付け、島原市は自立支援協議会作業部会を立ち上げ協議を行っている。今後も協議に参画していくと共に当所の協議会と連動した取組推進を行っていく必要がある。

・令和6年4月に精神保健福祉法改正が行われたため、精神科病院実地指導及び医療保護入院届に係る届出制度に適切に対応する必要がある。また、法改正に伴う市の相談支援状況の把握及び市支援の強化が必要である。

【計画】

・精神科病院実地指導（各病院１回）等の実施

・医療保護入退院等届出事務（随時）

・精神通報等受理対応（随時）
精神保健福祉法に基づく調査・診察・移送等、適切な医療の確保に向け対応する。

・警察等との連携対応（随時）
速やかな精神科の受療を要する住民等に対し、警察等関係機関と連携して対応する。

・措置入院者退院後支援の実施（随時）

・精神保健医療福祉協議会の開催（１回）

10.1.2 精神保健福祉相談事業

【事業目的】

・一般住民からの保健や医療についての専門相談、関係機関からの対応方法等の相談を受け、適切な対応及び支援を行う。
・精神科嘱託医を有効活用することで事業内容の充実を図る。

【現状と課題】

・精神保健福祉相談事業における専門医・保健所職員の相談対応件数は、減少傾向であるため、周知活動が必要である。要因としては、保健所職員による相談の段階で医療機関の紹介や受診勧奨を行っていることや関係機関での相談対応が行われていること、本人や家族が保健所を介さず精神科医療機関への受診・相談へつながっていること、主治医がいる状況での相談となっていることが考えられる。
・思春期専門相談は、R4年度から小児科医による相談日を設置した。
・専門相談は、事業の周知と併せ訪問・相談活動等を通して、必要な人が利用できるよう支援していくことが必要。
・令和６年４月の精神保健福祉法改正により、市は精神障害者のほか精神保健に課題を抱える住民への相談支援に対応する必要があるため、市の担当者等の相談スキルの向上を目的として、ケースの事例検討会等を実施する必要がある。

【計画】

・精神保健福祉相談(随時)
・精神科嘱託医、小児科医による専門相談(概ね週１回（予約制）
・ケース検討会の開催(必要時)
・相談窓口の周知

10.1.3 精神障害者社会参加促進事業

【事業目的】

・精神障害者の地域移行や精神科病院退院後の地域定着を推進するため、地域社会での生活を円滑に続けていけるような援助や地域関係機関とのネットワークづくり等体制整備を行う。
・ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、精神障害者が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるよう、また、コミュニケーション、文化、スポーツ活動等自己表現、自己実現、社会参加を通じてＱＯＬの向上が図れるよう、必要な社会参加促進施策を総合的かつ効果的に実施し、障害者に対する県民の理解を深め、誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進する。

【現状と課題】

・管内には4か所の精神科病院があり、精神科病床数は574床（R~~5~~6.10.1現在）である。

平均在院日数は、県平均367日に対し、管内は1712日と長い状況である。（R５年度版長崎県精神保健福祉の現状）
・入院期間1年以上が７割を超え、うち１年以上5年未満が32.5%、５年以上10年未満が17%、10年以上が24.2%である。年齢別に見ると、40～65歳未満は24%、65歳以上が　72.8%と高齢化している(R５.6.30現在)。
・入院医療中心から地域生活中心への流れを推進し、精神障害者の社会復帰と地域定着を促進するにあたり「精神障害にも対応した対応した地域包括ケアシステム」の構築、県においては構築のためのコミュニケーションツールとして評価指標を作成し、さらなる構築推進を目指している。
・県南圏域地域移行・地域定着支援担当者会議の中で「多職種における退院支援の連携」について協議を行う中で、困難ケースへの地域関係者と医療機関の入退院における連携強化が必要であるとの課題の共有から、令和3年度はワーキングメンバーによる「入退院支援ツール」を作成し、多職種(地域と医療機関)のさらなる連携、活用を目指している。

【計画】
・精神障害者の多職種（地域と医療機関）連携のための入退院支援ツールの介護分野への周知。
・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る評価指標の活用及び研修会（県主催）への参加。
・各市自立支援協議会への参画及び各市の協議に係る支援
・ピアサポーターの活用促進
・地域自主組織・自助グループの支援
・各種サービスの紹介・窓口の周知
　県南地域精神保健福祉社会資源ガイドの更新・配布

10.1.4 高次脳機能障害支援普及事業

【事業目的】
・高次脳機能障害と診断された人(疑いを含む)に対し、長崎県高次脳機能障害支援センターと連携し、支援体制整備等を行い、在宅生活支援や社会的自立の促進を図る。
・高次脳機能障害の理解に関する啓発や、相談窓口の周知を行い、対象者へ関係機関と協働した支援を目指す。

【現状と課題】
・県南地域における 65 歳未満の高次脳機能障害者年間推定発症数は約 11～13 名。
(長崎県高次脳機能障害支援対策検討事業実態調査報告書 2006 からの推計値)
・相談件数は年度により差異はあるが減少傾向にある。高次脳機能障害について管内では各関係機関において相談対応を行っている状況であるが、障害の理解や対応の難しさがある。
・当事者や家族への有効な支援方法としてピアサポートがあるが管内には無い

ため近隣の関係団体等の紹介を行っている。

【計画】
・相談支援
・普及啓発
・高次脳機能障害者支援研修会の開催（県南地域リハビリテーション広域支援センターとの協働にて実施）

10.1.5 自殺対策推進事業

【事業目的】
・令和４年度に策定された「第４期長崎県自殺総合対策５ヶ年計画」に基づき関係機関と連携した取り組みをすすめ、県南地域の自殺対策に係る検討、普及啓発等を行い、管内自殺者数の減少を目指す。

【現状と課題】
・自殺者数は、直近の５年間では、20～32 人で増減を繰り返しており、予断を許さない状態である。
・管内の人口１０万対の自殺率（R4）は、島原市 18.6、雲仙市 19.1、南島原市 18.6(地域自殺実態プロファイル 2024。参考値;県 16.4、全国 16.6)。
・ 地域自殺実態プロファイル 2024 では、地域の自殺の特性の評価から、「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」が優先的な課題となりうると示された。
・様々な分野の機関が連携・協働して自殺対策事業を展開していく必要性がある。

・平成 28 年４月に自殺対策基本法が改正され、自治体ごとに地域自殺対策計画の策定が義務づけられた。管内では令和元年度までに全市で計画が策定、R6 年には第２期計画が策定された。今後も市の地域自殺対策計画に基づいた施策（事業）に関する後方支援を行い、管内地域の取り組みを推進する。

【計画】
・基盤整備
① 各市自殺対策計画に基づく取組の進捗確認及び支援（年３回）

・人材育成・普及啓発
① 人材育成
・高齢者支援に関わる関係者の人材育成の実施。
・進捗確認シート提出時等の各市への状況確認時に各市の人材育成の現状課題や困りごとを把握し、必要時支援を行う。

②普及啓発
自殺予防週間(９月)、自殺対策強化月間(３月)における啓発活動を行う。
他業務での各種会議や研修会等にて、媒体配布等普及啓発活動を行う。

10.1.6 ひきこもり対策推進事業

【事業目的】

・ひきこもり当事者及び家族等の身近な相談・支援体制を整備することにより、家族のこころの安定とひきこもり当事者の自立を推進する。

・地域の関係者が、ひきこもりに対する正しい知識を習得し、関係機関が連携し支援できる体制を目指す。

【現状と課題】

・家族や関係機関からの相談が大半を占めている。ひきこもり当事者は、相談や治療・支援の場に最初から繋がることは少なく、また、個々の置かれている状況やひきこもりの年数も異なるため、解決に時間を要する。家族が疲弊しないように、当事者支援を見据えた家族支援に継続的に取り組む必要がある。

・家族のつどいは、家族が抱えている悩みを表出し、思いを共有できる語らいの場となっているが、参加家族の減少・固定化の傾向にある。

・ひきこもり支援体制構築にあたり、各市がひきこもり支援に取り組めるように取組状況の確認や、庁内及び関係機関との連携を図り、支援体制整備を図っていく必要がある。

【計画】

・相談(精神保健福祉相談の窓口で対応)

・ひきこもり家族のつどい（３回）

・ひきこもり家族教室　（７回）

・ひきこもりに関する情報発信

10.1.7 精神科救急医療連携に関すること

【事業目的】

・精神科救急患者や身体合併症を有する患者への適切な医療の提供を図るための体制を確保する。

【現状と課題】

・精神科救急の分野では、一般救急医療、精神科医療、消防等多機関の協力・連携が必要である。これまで管内の関係機関を対象とした研修会、症例検討等を行い、「正しい知識とつなぎ」の意識の構築、関係機関同士の連携を深めてきた。今後も継続して取り組む必要があるが、今後の効果的な事業展開のためには地域の実態を把握していくことが必要である。

【計画】

・管内精神科救急医療連携体制の充実に向け、取り組みの方向性を検討

10.1.8 依存症対策総合支援事業

【事業目的】

・依存症患者及び家族が抱える多様な問題、課題に対し、適切な支援、治療を受けられる体制を整備・構築する。

【現状と課題】

・保健所への相談は例年アルコール依存症が多かったが、R6年度は薬物・ギャンブル等の相談がアルコール依存症より多かった。
・管内の依存症に関する自主組織として、島原断酒会が活動している。会員の高齢化や感染症流行等が重なり、活動が縮小傾向にある。
・自主組織の活性化、普及啓発等については今後も継続して取り組む必要があるが、効果的な事業展開のために、地域の現状・課題を把握、分析する必要がある。

【計画】

・随時各種相談に対応し、個別支援や関係機関へのつなぎを行う。
・正しい知識、対応の仕方、相談窓口等の普及啓発活動を継続する。
・自主組織の活性化のための支援を行う。
・依存症対策に係る地域の実情を把握し、管内の相談体制充実に向けた取り組みを行う。

１１．治療方法が確立していない疾病、その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項

１１．１難病対策

11.1.1 難病患者地域支援対策推進事業

【事業目的】

・難病患者・家族の生活の質の向上を図る。
・難病患者・家族を支援する関係機関との連携を強化する。
・地域の難病患者の療養支援体制を整備する。

【現状と課題】

・難病の中でも特に筋・神経疾患については新規申請時に面接、訪問等情報把握を行い、所内にて支援方針の検討、関係機関との連携を図っている。特に病気の進行が急速に進み、在宅療養サービスの調整が必要となる筋萎縮性側索硬化症患者や在宅療養が長期に渡る人工呼吸器装着患者を中心とした個別支援の充実が必要である。
・人工呼吸器装着患者等、医療依存度が高い難病患者に対し、各市や関係機関と連携しながら災害時対応ハンドブックの作成の支援を行っている。保健所では人工呼吸器装着者を最優先に計画策定を支援していく必要がある。
・個別支援を行うことで見えてくるさまざまな問題から地域における難病患者在宅療養支援体制の構築のため、県南地域難病対策地域協議会を開催し、難病患者を取り巻く県南地域の現状・課題を抽出・共有した。今後は、課題を解決するための対策を検討、実施し、地域の難病患者支援体制整備や関連施策への働きかけも必要である。

【計画】

・難病患者・家族の生活の質の向上を図る。
　個別支援の実施
　①在宅療養支援区分会議：1回/月
　②在宅療養支援会議：必要時
　③訪問相談：①による要強力支援～要支援者
　④在宅にて人工呼吸器を利用している患者について、市と連携した災害時個別支援計画の策定支援：随時
・難病患者・家族を支援する関係機関との連携を強化する。
　県難病対策センターが行う勉強会を活用した関係者の知識向上及びネットワーク作りを行う。
　・必要に応じ、地域の在宅療養サービス（医療保険、介護保険、障害者福祉制度）と連携を図る。
・地域の難病患者の療養支援体制を整備する。
　・難病患者、家族を支援する関係者を対象とした研修会の開催：１回
　・県南地域難病対策地域協議会：１回
　・難病対策センター主催の難病診療連携懇談会に参加し、関係機関との情報共有・連携を行う：６回

11.1.2 特定医療費（指定難病）支給認定制度

【事業目的】

・指定難病患者の医療費の負担軽減を図る。

【現状と課題】

・平成 27 年 1 月から「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく医療費助成制度が施行された。対象疾病は、令和７年４月１日から 348 疾患に拡大している。

【計画】

・適切な申請事務を行う。
・医療費助成制度：特定医療費（指定難病）支給認定申請に関する関係機関等への情報提供を行う。（随時）
・特定医療費（指定難病）支給認定申請に関する相談への対応を行う。

１２．エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項

１２．１感染症対策

12.1.1 感染症予防事業

【事業目的】

・感染症の発生予防及びまん延防止のため、関係機関と密接な連携を図り必要な対策を講じる。

・感染症に対する正しい知識の普及啓発に努め、公衆衛生の向上及び推進を図る。

【現状と課題】

・過去5年間の腸管出血性大腸菌感染症発生は令和２年度13件、令和３年度10件、令和4年度12件、令和5年度7件、令和6年度7件であった。

・腸管出血性大腸菌感染症発生に伴う接触者健診の検便件数は、令和２年度693件、令和３年度34件、令和4年度104件、令和5年度は60件、令和6年度は60件であった。

・令和６年度は四類感染症であるレジオネラ症1件、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）２件。また、五類感染症の中で、全国的に急増傾向である梅毒及び百日咳について、梅毒４件、百日咳５件と発生であった。

今後も引き続き高齢者や乳幼児などのハイリスク集団でのまん延対策、感染症予防を図る。

【計画】

・感染症対策協議会の開催(年１回)及び必要に応じた感染症対策を行う。

・諸集会等における講師派遣を引き続き実施する。

・感染症発生時の迅速かつ的確な対応を行い、２次感染の防止、まん延防止対策を図る。

12.1.2 感染症発生動向調査事業

【事業目的】

・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第１２条～第１６条による施策として、一～五類感染症について一元的に発生情報を収集、分析し情報提供、及び公開を行う。

・感染症の発生予防、まん延防止及び適切な医療の提供促進を図る。

【現状と課題】

・感染症に係る医師の届出及び定点医療機関から感染症の届出に基づき医師会、各行政機関、学校等(４２ヶ所)に感染症情報還元を週１回行っている。

【計画】

・適正で分かりやすい感染症情報を週１回医師会、各行政機関、学校等へ提供を行う。

12.1.3 予防接種事業

【事業目的】

・各市における定期の予防接種が安全かつ効果的に行われるよう支援する。
・予防接種率の維持向上が図られるよう、関係者への啓発、情報提供を行う。

【現状及び課題】

・令和６年度は３事例の予防接種間違い報告あり。各市、医療機関で再発防止に向けて取り組まれている。引き続き、市予防接種に係る間違いの発生防止の継続及び取り組み強化が必要。
・海外渡航予定者や定期の予防接種以外の接種等に関する相談対応（随時）

【計画】

・各市における予防接種が安全かつ効果的に行われるよう支援する。
　①法第５条第1項に基づく、予防接種実施計画の指示
　②県南地域感染症対策協議会等を活用した普及啓発
・予防接種に関する適切な情報の提供
・予防接種に関する相談対応

12.1.4 肝炎対策事業

【事業目的】

・B型、C型肝炎ウイルス検査を推進し早期発見･治療に結びつけるとともに、感染者に対する相談･治療の円滑な実施を図る。

【現状及び課題】

・肝炎ウイルス検査の相談体制の整備と地域住民が肝炎についての正しい知識を持つよう普及啓発に取り組む必要がある。
・無料で受けられるB型・C型肝炎ウイルス検査を保健所で実施していたが令和6年９月末で終了となった、委託医療機関では引き続き検査を実施。
・保健所での検査件数は、令和４年度10件、令和5年度13件、令和6年度7件。
・管内の肝炎ウイルス検査実施医療機関数は、令和７年7月14日現在、島原市3、雲仙市13、南島原市9。
・平成 27 年度からウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的に「長崎県ウイルス性肝炎患者等重症化予防事業」実施。初回精密検査は、令和４年度０件、令和５年度１件、令和６年度０件。
・「長崎県肝炎治療特別促進事業」令和６年度の申請数（県南保健所受理）は、インターフェロン治療０件、インターフェロンフリー治療６件、核酸アナログ治療新規 10 件・更新 183 件。
・「長崎県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」令和６年度の申請数は、新規２件、更新１件。

【計画】

・正しい知識の普及啓発
・肝炎ウイルス相談体制の整備。

・肝炎ウイルス検査陽性者に対し、確実に専門医療機関につなげる。
・肝炎治療特別促進事業、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に関する申請受付

12.1.5 エイズ・性感染症予防事業

【事業目的】
・匿名･無料検査、相談等により、発生の予防及び蔓延の防止を図る。
・一般住民へ向けてエイズ・性感染症の正しい知識の普及啓発を図る。

【現状と課題】
・検査件数は、HIV 抗体検査は、令和５年度 16 件（全件陰性）、令和 6 年度 14 件（全員陰性）。クラミジア抗体検査は、令和元年度：13 件（うち陽性 3 件）、令和 6 年度 1 件（陰性）。クラミジア抗体検査は、県下で令和元年 6 月から休止中だったが令和 6 年度 11 月より再開。梅毒抗体検査は、令和５年度 16 件（うち２件陽性）令和 6 年度 14 件（うち 1 件陽性）。
・相談件数は、電話相談が、、令和５年度 20 件、令和 6 年度 19 件。来所相談が、令和５年度 24 件、令和 6 年度 21 件。
・HIV感染の予防や早期発見に関する啓発に努める。
・全国で2011年頃から報告数が増加している梅毒は、長崎県でも増加傾向であり、県南管内でも令和6年に３件の報告がある。今後も早期発見・早期治療に向けた普及啓発、利便性の高い検査体制の提供が重要となる。

【計画】
・住民に対し、相談･検査の実施及び正しい知識の普及啓発を図る。
　①関係機関や団体(医師会・歯科医師会、医療機関等)、各市、地元報道関係と連携した普及啓発活動
　　・ポスター、パンフレット配布
　　・検査普及週間、世界エイズデーに合わせて広報活動の強化
　②保健所ホームページを活用した情報提供
・検査を受けやすい検査体制の検討・強化を図る。
　①通常検査の随時実施
　②即日検査の実施：年 1 回(12月：世界エイズデー)
　③夜間即日検査の実施：事前予約制1回/月実施
　④所内の相談・検査体制の整備(マニュアルの周知等)
・教育機関との連携を図り、学校現場の状況に応じた支援を行う。
　①養護部会への情報提供等
　②教材や資料の提供

12.1.6 麻疹･風疹予防対策事業（風疹抗体検査を含む）

【事業目的】
・発生の予防及び蔓延防止
・正しい知識の普及啓発

【現状と課題】
・2015 年 3 月 27 日に WHO 西太平洋地域事務局により、日本は麻疹が排除状態にあることが認定されたが、その後も海外からの輸入例を発端として、集団発生事例や感染拡大などの流行は起こっている。今後、県内で発生する可能性もあるため、引き続き医療機関及び住民への普及啓発が必要である。
・2012(平成24)年～2013(平成25)年にかけて全国的に風疹の大規模な流行がみられた。妊婦が風疹に感染することで、先天性風疹症候群の発症が懸念される。
・風しん抗体価検査件数は、令和４年度：6件（陽性２、低抗体価３、陰性１）、令和５年度：１件（陽性１）、令和6年度：8件（陽性２、低抗体価4、陰性2）。検査の結果、抗体価が低い者については、任意接種を勧奨している。

【計画】
・風しん抗体価検査の実施。
・住民に対し、相談･検査及び正しい知識の普及啓発を図る。
・発生時の積極的疫学調査の実施。

１２．２結核対策

12.2.1 結核予防対策推進事業

【事業目的】
・感染症法に基づき、結核患者の早期発見・早期受診により感染拡大を防止し、入院勧告及び就業制限、結核医療費公費負担を適切に行い、結核患者に対し早期より適切な医療を提供する。
・定期健康診断の促進による結核患者の早期発見、結核患者と接触があった者に対する健康診断の確実な実施による結核の蔓延を防止する。

【現状と課題】
・管内の令和５年結核罹患率は１４．９（県９．８）と、令和４年結核罹患率１０．６（県１０．７）と比べ増加し、全国・県の罹患率より高い傾向にある。
・管内では、新登録結核患者の６１％が８０歳以上の高齢者で占めている。
・管内には結核病床がなく、感染性がある患者の多くは、管外の医療機関に入院している。
・管理検診の受診率は１００％を維持している。

【計画】
・結核診査専門部会の開催
・患者発生時の接触者健診と治療終了後の管理検診の実施（目標値：受診率９５％以上）
・サーベイランスシステム入力の徹底
・結核の正しい知識の普及啓発の実施

12.2.2 結核対策特別推進事業

【事業目的】
・医療機関等と保健所との強力な連携の下に、治療中断のリスク・患者の利便性・地域の実情を考慮したＤＯＴＳ事業を実施することにより患者に対する

服薬支援を徹底し、患者の治療完遂を図る。
・高齢者の結核が多いため、高齢者施設、医療機関、行政の地域連携を強化し患者の重症化、および感染防止を図る

【現状と課題】
・退院後の地域 DOTS 対象者には、服薬支援ランクに合わせ、訪問 DOTS、来所 DOTS、連絡確認 DOTS を実施し、ＤＯＴＳ実施率はＩ００％を維持している。

【計画】
・全患者に対し個別支援計画に沿ったＤＯＴＳの実施(目標値：実施率95%以上)
・退院ＤＯＴＳカンファレンスへの参加及び定期的なＤＯＴＳカンファレンスの開催により、主治医・看護師・本人・服薬支援者とともに個別支援計画を検討する。
・コホート検討会の開催

１３．衛生上の試験及び検査に関する事項

13.1 衛生上の試験及び検査に関すること

【事業目的】

・関係法令に基づき各種検査を行い、感染症及び食中毒の発生予防、まん延の防止を図るとともに、正確かつ迅速に結果を提示することにより科学的根拠に基づく行政対応と市民に対する安全・安心を提供する。

【現状と課題】

・試験検査は、感染症対策において腸内病原細菌検査、HIV 抗体検査(イムノクロマト法)、梅毒抗体検査（イムノクロマト法）を、浄化槽及び排水事業場排水対策と食品衛生対策において、細菌学検査、理化学検査を実施している。

【計画】

・検査機器等設備の適正な保守管理を行う。

・食品衛生検査施設業務管理基準(食品ＧＬＰ)の徹底による高い検査精度を確保する。

１４．その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

１４．１健康危機管理機能強化

14.1.1 健康危機管理対応訓練事業

【事業目的】

・地域における健康危機発生の未然防止に努め、健康危機事案発生時に迅速かつ適切に実施するため、必要な研修・訓練を行う。

【現状と課題】

・平成 27 年度に新設された「長崎県災害時公衆衛生対策チーム(DHEAT)」について、職員の登録、研修・訓練が実施されている。
・災害拠点病院である長崎県島原病院の災害訓練に参加し、関係機関との連携強化に取り組んでいる。
・地元３市の災害時公衆衛生機能強化へ、協力、助言を行っている。

【計画】

・長崎県島原病院の災害訓練に参加し、関係機関との連携強化に取組む。
・医療機関を対象とした、災害時の連絡体制強化に取り組む。
・「長崎県災害時公衆衛生対策チーム(DHEAT)」の研修・訓練への参加促進

14.1.2 新型インフルエンザ対策事業

【事業目的】

・新型インフルエンザ等の発生予防及び発生時における防疫措置を適切に実施する。
・新型インフルエンザの感染拡大を可能な限り抑制し、地域住民が必要かつ適切な医療を受けられる体制を整備する。

【現状と課題】

・新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、令和６年７月に政府行動計画が抜本的に改正されたことを受け、令和７年３月に「長崎県新型インフルエンザ等対策行動計画」の改訂が行われ、併せて「県立保健所共通マニュアル」も廃止された。
・県南保健所でも、平成 26 年度に「県南地域新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成し、有事に備えた体制整備や訓練を実施してきたところであるが、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」、所謂、基本方針の改正に基づき、これまでの行動計画に替わる「県南保健所健康危機対処計画（感染症編）」を令和６年３月に策定した。
・また、県南地域における新型インフルエンザ等対策について専門的な見地から協議を行う場についても、これまでの「県南地域新型インフルエンザ等対策推進協議会」を令和７年３月に廃止し、「地域感染症対策協議会」において包括的に協議することとなった。

【計画】

・職員を対象とした初動訓練の実施
・職員及び関係機関（消防署）への防護服着脱訓練の実施
・感染症指定医療機関との患者搬送訓練の実施

14.1.3 鳥インフルエンザ対策事業

【事業目的】

・養鶏場で高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ(以下「鳥インフルエンザ」という。)が発生した場合、養鶏場従事者、防疫作業従事者並びに地域住民への感染防止に万全を期すため、防疫作業従事者等の健康管理、地域住民を対象とした健康相談窓口の開設、心のケア等の鳥インフルエンザ対策を関係機関と連携し実施する。

【現状と課題】

・長崎県鳥インフルエンザ健康危機管理マニュアル及び県南保健所鳥インフルエンザ発生時対応マニュアルが整備されている。
・県南地域の高病原性鳥インフルエンザ演習及び勉強会に参加している。
・保健所職員を対象とした防護服着脱訓練を実施している。
・備蓄資材について、台帳管理することで在庫数の把握を行い、万が一発生したときに備えている。

【計画】

・管内市職員を対象とした勉強会の実施
・机上及び実地演習に参加
・所内防護服着脱訓練の実施

14.1.4 原子力防災訓練事業

【事業目的】

・長崎県地域防災計画に基づく原子力防災訓練等に参加し、保健所の役割を確認し活動手順を習得する。

【現状と課題】

・原子力防災に係る訓練や研修会に、毎年、職員を派遣している。

【計画】

・長崎県原子力防災訓練への参加。
・原子力災害対策に係る備品の適正管理。

１４．２健康ながさき２１推進 地域・職域連携推進

14.2.1 たばこ･アルコール対策事業

【事業目的】

・改正健康増進法の普及啓発を行い、禁煙を含む受動喫煙対策の推進を図る。
・依存症対策として、適正飲酒の普及啓発を図る。

【現状と課題】

・健康増進法の改正により、第一種施設の原則敷地内禁煙が令和元年7月1日から、第二種施設の原則屋内禁煙が令和2年4月1日から施行され、令和2年2月3日から喫煙可能室設置施設届の受付が開始した。対象となる施設への周知が必要である。
・国内の研究では飲酒量によって脳梗塞や虚血性心疾患の発症リスクが高まるとの報告もあり、厚生労働省では生活習慣病のリスクを高める飲酒量が定義づけされている。令和3年度県生活習慣状況調査では適正飲酒量の認知度は、男性

63.0%、女性63.1%と、目標値80%に届いていない状況で、今後も地域住民がアルコールの健康障害や適正飲酒量等の知識を持ち、行動できるよう、普及啓発をしていく必要がある。また、未成年者の飲酒についても、健康への影響やアルコール依存症になるリスクが高くなることなどについて情報提供していく必要がある。

【計画】
・改正健康増進法に関する普及啓発及び関係機関への情報提供
・喫煙可能室設置施設届出受理、相談等の窓口対応
・第一種施設の受動喫煙対策実施状況の把握
・たばこに関する職場の健康づくり
・保健福祉班や食品薬務班と連携し、情報発信や資料提供を実施。

14.2.2 がん対策事業

【事業目的】
・市・医師会と協力し、がん検診受診率の向上を推進する。
・「健診一声運動」を推進し特定健診・特定保健指導の受診率・実施率の向上による、地域の生活習慣病の改善に努める。

【現状と課題】
・管内の死因順位は、1位悪性新生物、２位心疾患、３位老衰、４位肺炎、５位脳血管疾患（R3年）。
・特定健診受診率は、各市とも国の目標には達していない。
・受診率向上に向けて市と連携した取り組み、職域への啓発が必要。

【計画】
・健康増進普及月間(9月)、「がん征圧月間運動」（９月）等での普及啓発。
・地区診断データを管内各市関係者等と情報共有し、健康増進事業に活用する。

14.2.3 栄養・食生活による健康づくり事業

【事業目的】
・住民が自らの食習慣を見直し、主体的に健康づくりの実践を行なうことができるよう、「健康づくり応援の店」の登録を推進し、ヘルシーメニューの提供や健康づくりに関する情報提供を行う。

【現状と課題】
・健康づくり応援の店登録店：22店舗　（令和７年９月1日現在）
登録店が少ないため、住民が外食や中食でも栄養バランスの整った健康的な食事が食べられるよう食環境整備を推進していく必要がある。
・1日の野菜摂取量350gを目標としているが、最終評価では約100g少ないという結果であった。令和５年度に保健所が実施したアンケート結果では、若い世代ほど野菜の摂取回数や皿数が少ないという傾向が見られ、野菜摂取量を増やすための取組が必要である。

【計画】
・望ましい食事、食習慣の情報発信
・望ましい食事、食習慣の習得のための社会環境整備

14.2.4 こころの健康づくり、その他

【事業目的】
・心身の状態を良い状態に保つためには、「適度な運動」「バランスのとれた栄養・食生活」に、疲労回復と充実した人生を目指すための「休養」を加えた取り組みが必要である。睡眠不足は、日中の眠気や意欲低下、記憶力減退などに影響がある。また、睡眠に関する問題の慢性化は、肥満、高血圧、糖尿病、心血管疾患等の発症リスク上昇と症状悪化に関連する。さらに十分な睡眠をとることは、ストレスと上手に付き合う要素にもなる。県民一人ひとりが、自分にあったストレス解消方法を知り、睡眠や休養の意義や必要性について理解を深め、実践できるよう普及啓発を図る。

【現状と課題】
・令和３年度県生活習慣状況調査によると、「睡眠による休養を十分にとれていない人の割合」は、成人男性 21.7%、女性 25.7%で、平成 28 年よりは減少したものの、基準値である平成 23 年の調査時より増加している。

【計画】
・職場の健康づくり応援事業申込事業所への啓発・情報提供を行う。

14.2.5 地域・職域連携推進事業及び職場の健康づくり応援事業

【事業目的】
・地域保健と職域保健の連携により健康づくりの推進を図る。

【現状と課題】
・平成18年10月より「県南圏域地域・職域連携推進協議会」を設置し、年1回開催している。特定健診・保健指導、生活習慣病の予防・重症化予防、がん検診等、管内の状況を共有し、地域保健と職域保健が連携した健康づくり推進を図っている。
・令和６年度は、地域及び職域における健康づくりの取組み、たばこ対策、糖尿病性腎臓病重症化予防事業について市及び関係機関、保健所から報告した。それぞれの取組について意見交換が活発にできるように、また、連携した取組みに繋がるように働きかけていく必要がある。
・協議会の実務的な検討を行う場として『県南圏域地域・職域連携推進協議会作業部会』が設置され、これまでに、『健診受診率向上』『たばこ対策』『職場におけるメンタルヘルス対策』『糖尿病医療連携推進事業』について検討してきた。平成28年度以降は作業部会の設置なし。
・長崎県職場の健康づくり応援事業の利用事業所は、「働き盛り世代」の健康づくりへの取組意識の向上を図るため、普及啓発が必要である。

【計画】
・県南圏域地域・職域連携推進協議会(年１回開催)
・長崎県職場の健康づくり応援事業の普及啓発、利用促進

14.3 地域リハビリテーション推進

【事業目的】
・高齢になっても障害を持っても、住み慣れた地域において生き生きとした生活を送るために必要な介護予防活動、リハビリテーション事業を適切かつ円滑に利用できる体制の整備を図る。
・地域包括ケアシステムの構築に向けた地域リハビリテーション活動の推進を図る。

【現状と課題】
・圏域の人口は減少傾向が加速し、高齢化率は高い割合で推移。そして要支援・要介護認定者のうち要支援～要介護１の認定者は半数近くを占めている。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、早期からの高齢者への自立支援に向けた地域づくりが重要である。
・島原半島における地域包括ケアシステムの充実のため、リハビリ専門職を活用した介護予防等の事業が効果的に実施できるよう、地域リハビリテーション広域支援センターを中心とした県南地域リハビリテーション体制（地域密着型）を構築したが、各ブロックにおける体制構築は今後の取り組み課題である。

【計画】
・県南保健所地域リハビリテーション連絡協議会の開催(１回/年)
・県南保健所地域リハビリテーション推進部会の開催(１回/年)
・県南地域リハビリテーション体制（地域密着型）の推進

14.4 地域包括ケアシステム推進

【事業目的】
・団塊の世代が75歳以上となる2025年や団魂ジュニア世代が６５歳になる2040年を見据え、高齢者が支援や介護の必要な状態となっても、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援のサービスを継続的一体的に提供する地域包括ケアシステムの基盤は重要である。各市において地域包括ケアシステム構築が進んでいるところであるが、医療と介護の連携、生活支援を担う人材の確保や介護予防活動への地域住民の参画など、各地域の実情を踏まえながらシステムの充実を図っていく必要がある。

【現状と課題】
・地域包括ケアの構築に向け長崎県は「長崎県版地域包括ケアシステム構築評価基準」を設定し、その達成に向け各市はロードマップを策定し取り組んでいる。今後はさらなる充実の時期を迎えている。

・島原半島は介護保険者が島原地域広域市町村圏組合であり、地域包括支援センターと在宅医療・介護の連携拠点を２つの医師会に委託され、市の担当部署も窓口が分散している。そのため情報共有や圏域課題については、関係機関と連動しながら支援することが重要である。

・第９期介護保険事業計画において島原地域広域市町村圏組合が実施主体である地域支援事業についてあり方を検討する方針が示された。各市の実情に応じた事業実施となるように関係機関との協議が重要となる。
・在宅医療介護連携については、平成27年度に島原市医師会が在宅医療相談センター、平成30年度に南高医師会が雲仙市及び南島原市に在宅医療・介護連携サポートセンターを設置し、各市に在宅医療介護連携推進の拠点ができた。また、平成27年度から管内３市に在宅医療介護連携推進にかかる協議会及び作業部会等が設置され、各市の課題解決に向けた協議が行われている。
・県南地域は医師や介護人材等マンパワーの慢性的な不足、地理的に広域であり、生活圏域毎の取組推進及び市を越えた社会資源の活用・連携などが課題である。
・在宅医療の4つの場面を意識し、関係機関と連携しながら取組を進めていく必要がある。

【計画】
・地域包括ケアシステムの充実に向けた支援強化を実施
・在宅医療介護連携推進のため、ACP・看取りや市を跨ぐ連携等の取組を行う。
① 人生会議の日（11/30）における普及啓発（５回以上）
施設看取りに取組意向のある施設への個別介入（５カ所以上）
② 他機関と協働した関係機関との意見交換の場の開催（年３回）
③ 高齢者施設における ACP 取組推進のための研修会（年１回）
④ 各市関係会議への参画及び各事業への支援（随時）
在宅医療介護連携推進協議会、半島3市在宅医療介護連携推進会議等

１４．５情報の収集、整理および活用

【事業目的】
・平成26年3月に策定された「長崎県地域保健に関する基本指針」に基づき、地域保健の広域的・専門的かつ技術的な拠点としての保健所機能強化を目的として、平成26年度からの新たな取組みとして、「保健所機能強化事業」が実施されることになった。
・その中の1つに「地域診断実践力強化事業」がある。この事業の概要は保健所で地域診断を実施し、その判断結果を元に市町支援計画を作成するというものである。

１４．６調査および研究

14.6.1 次世代多目的コホート研究事業

【事業目的】
・コホート研究(長期追跡調査)により、がんや循環器病などの生活習慣病に、日本人の生活習慣・生活環境と遺伝因子(生まれながらの体質)がどのような影

響を与えているかを解明する。
・コホート研究で得る地域情報を、対象地域となる市と協働し、住民にわかりやすい健康情報の提供を行うとともに、地域の特性にあった健康施策の展開へつなげる。

【現状と課題】
・研究代表者　　国立がん研究センター
・地域研究実施事務局　　長崎大学大学院医歯薬学総合研究科(公衆衛生学分野)
・研究協力機関　　県南保健所
・対象地域および対象者　雲仙市、南島原市に住む40歳～74歳（平成26年当時）の住民
・ベースライン調査を、平成26年度雲仙市（7地区）、平成27年度～平成28年度南島原市（８地区）で実施、約12,000名から研究への同意を得ることができた。
・5年後調査では、平成31年度雲仙市（7地区）、令和2年度～令和3年度南島原市（８地区）で実施、約8,000名から研究への同意を得ることができた。
・今後、健康教育講演会等の機会を利用し、コホート研究で得られた情報の還元を行う。
・また、令和６年度より断面調査（10年後調査）を実施しており、円滑に進めるため地域研究実施事務局(長崎大学)と協力し、充実した研究データを得ることができるよう取り組む。
・ベースライン調査より10年を経ており、対象者の年齢も上がっているため、回答の欠損が以前と比べ多数見受けられる。対象者より質問があった際は、高齢者の特性を踏まえた細かな配慮が必要となる。

【計画】
・研究結果説明会の開催(健康教育講演会等及び趣旨説明会：年１回予定)
　(コホートで得られた健康情報を、行政機関や住民等に提供)
・各会議等への参加及び実施への支援
　（長崎地域連携会議、関係機関打ち合わせ　等）